

被災元地の今後の利活用について

1 取得状況について【10月末現在】

	人数（人）	筆数（筆）	面積（h a）
買取り対象	3, 1 6 7	4, 9 0 9	約 1 8 0
買取り希望	2, 0 4 2	(A) 3, 0 3 2	(B) 約 1 0 8
取得済み	—	(C) 2, 2 5 1	(D) 約 7 8
割 合	—	(C/A) 約 7 4. 2 %	(D/B) 約 7 2. 2 %

2 被災元地の利活用状況について【10月末現在】

取得状況		公共事業用地等	一時使用地	利活用未定地
取得済み筆数	2, 2 5 1 筆	1, 2 5 6 筆	4 9 4 筆	5 0 1 筆
取得済み面積	約 7 8 h a	4 2. 4 h a	1 6. 0 h a	1 9. 6 h a
割 合		5 5. 8 %	2 1. 9 %	2 2. 3 %
(上段：筆数，下段：面積)		5 4. 4 %	2 0. 5 %	2 5. 1 %

- ※「公共事業用地等」：公共事業用地，代替用地など，市や国・県により既に用途が決まっている土地。
- ※「一時使用地」：公共事業等のため，資材置き場等として一時的な用途が決まっている土地。
- ※「利活用未定地」：現時点で用途が決まっていない土地。

3 被災元地の市民等への譲渡等に向けた検討状況について

- 防災集団移転促進事業により市が取得した被災元地については，当該地の取得財源である復興交付金の額の確定等の取扱いに関して，平成 26 年 3 月 6 日付け及び同年 6 月 30 日付けで国土交通省都市局都市安全課長通知（事務連絡）が発出されたことで，一定の条件のもとで土地の処分が可能となりました。
- 現在，被災元地の有効活用による復興の加速化の観点から，譲渡等の要件や手続きについて具体的に検討を行っております。
- 譲渡等の対象となる土地の範囲については，公共事業等に利用（一時的な利用を含む）しない，又は利用する計画がない土地で，かつ「当該土地の取得に係る事業について国等が定める額の確定等の手続きが完了，又は完了見込みである土地※」を想定しています。

※ 市が取得した被災元地を処分（売却など）する際には，当該土地の取得原資が国庫交付金であることから，国や県に対して事前に事業計画変更や事業部分完成といった手続きを取ることが必要であるため，その手続きが完了又は完了見込みである土地を譲渡等の対象とするもの。
 なお，この場合の「事業」は，防災集団移転促進事業を指す。

（次ページに続く）

- これらの要件を満たした上で、譲渡等が可能と判断される土地について、市で順次台帳を整備し、当該台帳の公告・縦覧の上で譲渡等希望者を募る予定としています。
- なお、譲渡等については売却を原則とし、また当該土地の活用が復興に資するものであることが条件とされていることから、復興事業の推進のために当該土地の譲渡等が必要である場合や、事業再開・新たな事業展開のために当該土地の譲渡等が必要である場合などに譲渡等を行うことになります。
- 譲渡等は、不動産鑑定評価に基づく適正価格によるものとします。
- その他譲渡等に係る詳しい手続き等について、他自治体の事例も参考にしながら、さらに検討を進めているところであります。

《譲渡等の手続きのイメージ》

